

日立市診療所開業等奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が身近な診療所で安心して受診できる医療提供体制を確保するため、市内において診療所を新たに開業、承継等した開設者に対し、予算の範囲内で奨励金を支給することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（公衆のため医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 開設者 診療所の開設及び経営の責任主体で、原則として営利を目的としない法人（医療法第31条に規定する公的医療機関を除く。）又は医師である個人をいう。
- (3) 新規開業 新たに診療所を開業することをいう。
- (4) 新築 既存の診療所とは別の土地に新たに診療所を建てることをいう。
- (5) 建替え 既存の診療所の全部を解体して同じ土地に診療所を建て替えることをいう。
- (6) 承継 引き続き診療を継続するために既存の診療所を受け継ぐことをいう。ただし、同一法人内における定期的な管理者の変更を除く。
- (7) 常勤医師 1週間当たり4日以上かつ32時間以上勤務する医師をいう。
- (8) 増員確保 常勤医師を新たに雇用することにより、診療所の常勤医

師の人数を増員する（第4条第4号の奨励金を2回以上申請する場合は、直近の交付決定時点の常勤医師の人数を上回るように増員する。）ことをいう。

（奨励金の交付対象者）

第3条 奨励金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす開設者とする。

- (1) 市内において診療所を新規開業、新築、建替え又は承継した場合にあっては、当該事実発生後10年以上継続して診療する見込みであること。
- (2) 市内の診療所において常勤医師を増員確保した場合にあっては、当該医師を2年以上継続して雇用する見込みであること。
- (3) 一般社団法人茨城県日立市医師会（以下「医師会」という。）に入会し、積極的に地域医療に貢献すること。
- (4) 市が医師会に委託する休日緊急診療業務に協力すること。
- (5) 市が行う医療、保健及び福祉に関する事業に協力すること。
- (6) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (7) 本市の市税の納税義務がある場合にあっては、滞納がないこと。

2 前項第3号から第5号までの規定は、開設者が法人の場合は、診療所の管理者に適用する。

3 第1項第3号の規定は、増員確保した常勤医師にも適用する。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新規開業 500万円

- (2) 新築又は建替え 500万円
- (3) 承継 200万円
- (4) 常勤医師の増員確保 1人につき200万円

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする開設者（以下「申請者」という。）

は、日立市診療所開業等奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 共通事項

- ア 診療所概要調書（様式第2号）
- イ 医師免許証の写し（申請者が法人の場合は、管理者分を提出）
- ウ 医師会入会申込書の写しなど医師会に入会していることを確認できるもの（申請者が法人の場合は、管理者分を提出）
- エ 納税証明書（本市市税の納税義務がある場合）
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 新規開業

- ア 日立保健所に提出した診療所開設届（申請者が法人の場合は、診療所開設後の届）の写し
- イ 建物の図面（配置図、平面図、立面図等）
- ウ 工事着工からしゅん工までの写真

(3) 新築又は建替え

- ア 工事請負契約書の写し
- イ 建物の図面（配置図、平面図、立面図等）
- ウ 工事着工からしゅん工までの写真

(4) 承継

日立保健所に提出した診療所開設届（申請者が法人の場合は、診療所開設後の届又は診療所開設後の届出事項の一部変更届）の写し

(5) 常勤医師の増員確保

ア 常勤医師（増員確保対象医師）就労調書（様式第3号）

イ 増員確保した常勤医師の医師免許証の写し

ウ 医師会入会申込書の写しなど増員確保の対象となった常勤医師が医師会に入会していることを確認できるもの

2 前条第1号又は第2号の奨励金は、いずれか1回に限り申請することができる。

3 前条第4号の増員確保の対象となった常勤医師が同条第3号の奨励金を申請する場合は、当該診療所の常勤医師として2年以上勤務した後でなければ申請することができない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、奨励金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、日立市診療所開業等奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第7条 規則第6条の2の規定による実績報告は、第5条の規定による申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第6条の3の規定による奨励金の額の確定及びその通知は、前条の規定による決定及びその通知をもってなされたものとみなす。

(交付の請求)

第 8 条 第 6 条の規定による交付の決定を受けた開設者が、奨励金の交付を受けようとするときは、日立市診療所開業等奨励金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第 9 条 市長は、奨励金の交付を受けた開設者が、次の各号のいずれかに該当するときは、日立市診療所開業等奨励金返還通知書（様式第 6 号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 第 3 条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

2 前項の規定による場合の返還額は、前項第 1 号に規定する場合にあっては、月割りにより計算するものとし、同項第 2 号に規定する場合にあっては全額とする。

3 前項の規定による月割額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(奨励金の返還免除)

第 10 条 市長は、奨励金の交付を受けた者が災害、病気等やむを得ない事情により第 3 条に規定する要件を欠くに至ったものと認めるときは、奨励金の返還を免除することができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 27 日から施行する。